

## 第 1 回中野区国民保護協議会 議事録

1. 開催日時 平成18年5月25日(木) 13:30~14:30

2. 開催場所 中野区役所 中野区議会第2委員会室

3. 出席委員 別添のとおり。出席者36名

### 4. 次 第

1 委嘱状の伝達

2 委員自己紹介

3 会長(中野区長)あいさつ

4 議事

1) 中野区国民保護協議会の設置趣旨…資料1

2) 中野区国民保護協議会運営規定(案)…資料2

3) 中野区国民保護計画作成の考え方及びスケジュール…資料3

4) 中野区国民保護計画骨子(案)…資料4

5 その他

1) 次回の開催予定について

2) その他

### 5. 議事録

開会(午後1:30)

○齋木危機管理担当課長

定刻になりましたので、只今から、平成18年度第1回中野区国民保護協議会を開会いたします。申し遅れましたが、私は、中野区総務部危機管理担当課長の『齋木』と申します。

議事に入るまでの進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 委嘱状の伝達

○齋木危機管理担当課長

初めに今回は、第1回目の協議会となりますので、委員の皆様の委嘱を行うことといたします。お手元の委嘱状の配布をもちまして、委嘱の伝達に代えさせていただきますので、さようご了承願います。

本協議会委員の委嘱につきましては、国民保護法第40条に基づき、お手元の

名簿のとおり 39 名の方々を委嘱させていただきました。この場をお借りし、委員を快くお引き受けいただきましたことを、心よりお礼申し上げます。

同時に、幹事の皆様につきまして、中野区国民保護協議会条例第 5 条第 2 項に基づき、本日付けで委員名簿裏面の幹事名簿のとおり、任命いたしますことをご報告申し上げます。

なお、任期は平成 18 年 5 月 25 日から平成 20 年 5 月 24 日までの 2 年間とし、再任は妨げないものとします。

## 委員自己紹介

○齋木危機管理担当課長

ここで、初顔合わせということもありますので、委員の皆様には、あらためまして自己紹介をお願いしたいと思います。

－各人自己紹介あり－

○齋木危機管理担当課長

皆様どうもありがとうございました。それでは、国民保護法第 40 条第 2 項に基づき、本協議会の会長となります、田中中野区長よりごあいさつ申し上げます。

## 会長（中野区長）あいさつ

私たちは、平和を謳歌享受していますが、世界ではさまざまな事態が起きています。ひとたび有事が起きた場合、国が適切な態勢をとれる、社会が一致して国民を守る態勢を整備することを待ち望んでいました。その意味からも、今回当協議会が中野区において設置されたことは、大変意味深いものと認識しています。

起こるかもしれない有事に備えることは大切なことで、新たな国民を守るしくみをつくることの重要性は、深く認識しなければならないと思っています。有事に対して、中野区をはじめ、国、都道府県や関係機関等が適切な計画と統制のもと、連携しながら国民を保護していくことは、非常に重要なことと考えています。

当協議会が本日から始まるわけですが、協議会の意義を十分認識して、皆様におかれましても、それぞれの役割を果たしていただくことを心からお願い申し上げます。私のあいさつにかえさせていただきます。

○齋木危機管理担当課長

それでは、このあとの議事進行は、会長にお願いいたします。

## 議事

### 1) 中野区国民保護協議会の設置趣旨

○田中会長

それでは、会議次第に沿いまして、議事を進行いたします。議題1の『中野区国民保護協議会の設置趣旨』について、事務局よりご説明申し上げます。

○斎木危機管理担当課長

◇資料1をご覧ください。区市町村国民保護協議会の設置と所掌事務並びに委員構成に関する根拠規定を抜粋したものであります。第39条第1項が設置規定になっています。読み替え規定がありますので、市町村を中野区として読んでみますと、『中野区の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、その施策を総合的に推進するため、中野区国民保護協議会を置く』ということとなり、ここに本協議会の設置趣旨が示されているといえます。第39条第2項には本協議会の所掌事務が示されていますので、ご確認願います。

◇また、第3項の規定に、本協議会に国民保護計画を諮問することが明示されています。なお、ここにあります第35条というのは、国民保護計画の作成に関する規定でございます。裏面の条文をご参照いただければと思いますが、この計画に定める事項を規定していますので、これに基づく計画内容とすることになります。

◇第40条は、協議会の組織の規定です。この規定に基づき、先程の名簿のとおり委員を任命させていただきました。

◇第40条の第5項は、委員の任期に関する規定になります。任期は2年、再任は妨げないというものであります。したがって、本日から2008年5月24日までの2年間の任期ということになります。

◇次に、2枚目の「有事法制の全体像と国民保護の位置付け」と、その裏面の「武力攻撃事態等における国民の保護に関する主な措置のしくみ」につきまして、簡単に触れさせていただきます。

◇まず「位置付け」であります。武力攻撃事態という国と国民の安全にとって、最も緊急かつ重大な事態への対処を中心に、基本的な危機管理体制の整備を図るためとして、平成15年6月に、有事関連3法が施行されました。上段の枠のところになります。この武力攻撃事態対処法の成立に際しまして、1

年以内に、「国民の保護のための法整備をすること」との付帯決議がありました。その結果、1年後の平成16年6月にいわゆる「国民保護法」の成立を中心とした法制の整備がありました。真中の枠のところです。

◇その下の関連図は、国、都道府県、区市町村レベルにおける国民保護法制の整備に係る枠組みを示したものであります。国民保護法の成立後、平成17年の3月に、国から国民の保護に関する「基本指針」と都道府県モデル計画の提示がありました。これを受け、都道府県や指定行政機関、指定公共機関が、それぞれ国民の保護に関する計画あるいは業務計画の作成に着手することとなり、東京都は本年3月に計画を策定いたしました（概要版パンフレット参照）。併せて、区市町村モデル計画の提示がありました。これに基づき、区市町村は、それぞれが計画の作成に向けて、取り組みを開始したというところであります。

◇次に裏面の、「国民の保護に関する措置のしくみ」の図柄につきまして、ご説明いたします。

◇左側の項目が保護措置でありまして、これに対する国、都道府県、区市町村と国民の役割、下欄に指定公共機関と指定地方公共機関との関連を示したものであります。

◇もう少し内容に触れますと、武力攻撃事態等が発生した際には、国から警報や避難開始の指示が出され、都道府県知事から具体的な避難方法についての指示が出されます。これを受けて、区市町村が地元の消防団や防災住民組織等と連携しながら住民を避難誘導することになります。その際、放送や運輸の事業者は、警報の伝達や住民及び物資の輸送を行うことになります。また、避難生活のための食品や医療、生活必需品等の提供、電気や（ガス）水の安定供給、施設の応急復旧、火災や危険物質等による汚染の除去が行われることとなります。国民は、こうした活動が円滑に実施されるように、避難や救助、負傷者の搬送、訓練への参加について、必要な協力をするよう努めるというしくみです。

◇このようなしくみを踏まえた計画づくりにあたり、実効性のあるものにしたと考えているところであります。

◇次に3枚目の資料ですが、『防災と国民保護』の主な相違事項を表にしたものでございます。特に解説はいたしませんので、根拠法の相違以下、お目通し願えればと思います。

以上資料1に関する説明でございます。

○田中会長

本協議会の当面の審議事項は、平成 18 年度に区が作成する国民保護計画を審議することです。本件につきまして、何かありましたらご発言願います。

(質疑応答、意見交換なし)

## 2) 中野国民保護協議会運営規定 (案)

○田中会長

議事を進行いたします。議題 2 の『中野区国民保護協議会の運営規程案』について、お諮りいたします。案文につきまして事務局よりご説明いたします。

○斎木危機管理担当課長

◇本件につきましては『中野区国民保護協議会条例』第 7 条の規定により、お諮りするものであります。裏面に条例を付してありますので、第 7 条をお読みとり願えればと思います。これが運営規程第 1 条の趣旨ということになります。

◇第 2 条の召集以下につきましては、案文を読み上げさせていただきます。

(案文読み上げ)

◇以上、説明に代えさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田中会長

本件につきまして、ご異議ございませんか。何かありましたらご発言願います。

○金丸委員

第 5 条第 2 項の文案を「作成しておかなければ」を「記載 (あるいは記録) しなければ」のように改めた方が適当ではないか。

○田中会長

ご指摘に近い内容に改めます。改めた後、本協議会の運営規程案につきまして、ご異議ありませんでしょうか。ご異議ないようですので、修正後のもので

運営規程を決定いたします。

只今、運営規程の決定がありましたので、第6条の規定により、傍聴希望者がおりますので、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議がないようですので傍聴を認めます。

(傍聴者1名入室)

3) 中野区国民保護計画作成の考え方及びスケジュール

4) 中野区国民保護計画骨子(案)

○田中会長

次に、議事の都合上、議題3と議題4を一括して、事務局よりご説明申し上げます。

○斎木危機管理担当課長

◇まず、資料3の計画作成の基本的考え方(案)についてであります。議題1のところでは触れましたとおり、国や都から「基本指針」「モデル計画」といった提示がありましたので、これを踏まえ、区計画の作成方針に反映させるというようにしてございます。

(区計画の作成方針読み上げ)

◇次に裏面の「計画作成スケジュール(案)」につきまして、ご説明いたします。

(スケジュール案説明)

◇続きまして、資料4の計画骨子案であります。全体の体系を先にご説明いたしますので、最後に綴っておりますA3の折込資料をご覧ください。

◇資料3の「区計画の作成方針」を踏まえまして、このような体系としたものであります。第1篇の総論以下、2編が平素からの備えや予防、3編が武力攻撃事態等への対処、4編が復旧等、5編が大規模テロ等(緊急対処事態)への対処というような編成とし、ご覧のような「章立て、節立て」を考えているところであります。これを骨子案としておりますので、恐れ入りますが、骨子案の1頁にお戻りいただきたいと思っております。頁順に読み上げまして説明に代えさせていただきます。

(骨子案読み上げ)

◇以上のとおりですが、このあとご意見を頂戴したうえ、これらを基に、計画原案を作成したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田中会長

以上の『基本的考え方、スケジュール案、骨子案』につきまして、何かありましたらご発言願います。

○米田委員

計画に記載される住民とは、区民以外の勤労者・学生も含むものとするのか。

○斎木危機管理担当課長

広くとらえて、勤労者、学生も住民と考えていきます。もちろん、外国人も住民として認識していきます。

○大前委員

例えば、骨子案の用語の「武力攻撃事態等」の中には、「緊急対処事態」が含まれているのか。他にもいくつか“等”があったり、なかったりというものが見受けられるので、言葉の使い方を整理した方が良い。

○斎木危機管理担当課長

「武力攻撃事態等」の中には、「緊急対処事態」も含まれていると認識しています。次回までに用語の定義を明示することを含め、言葉の使い方や文言整理をしたいと思います。

○金丸委員

第4編の復旧等は全体にかかわることなので、最後に記載した方が良いと思われる。

○斎木危機管理担当課長

最も適切な位置について、検討していきます。

○石川委員

資料4の骨子案2ページに「区における組織・体制の整備」とあるが、ここで記載される事項は、区に限定されるのか。

○斎木危機管理担当課長

ここでは、区だけに限定されますが、次の「関係機関との連携体制の整備」の中で、国、都、他区市町村等関係機関との連携体制の整備についても記載し

ていきます。

○石川委員

条例には、どのようなことを盛り込んでいくのか。

○斎木危機管理担当課長

当協議会の目的は、平成18年度は中野区国民保護計画策定が主たるものと考えています。区議会へは、条例ではなく、計画について報告していきます。

○石川委員

都のパンフレットのように、広く周知用のパンフレットのようなものをあるとわかりやすい。

○斎木危機管理担当課長

必要に応じて、別途周知用のパンフレットなども作成する予定です。

## その他

○田中会長

他にございませんか。なければ、その他のところになりますが、次回  
の開催予定をご連絡いたします。

○斎木危機管理担当課長

次回、第2回協議会の開催を、全体のスケジュールの関係から、8月下旬に設定してございますが、諸般の事情により、8月25日（金）午後2時からとさせていただきますと思います。後日あらためましてご通知いたします。

なお、今回は計画原案をご審議いただく予定であります。

○田中会長

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は、すべて終了しましたが、何かご発言がございますでしょうか。特にないようですので、本日の中野区国民保護協議会を閉会いたします。



# 中野区国民保護協議会委員名簿

会長 中野区長 田 中 大 輔

(平成18年5月25日 敬称略)

区 分	国民保護法の根拠	委 員 職 名	委 員 氏 名	出欠	代 理 者
自衛隊	自衛隊に所属する者 (法第40条4項2号関連)	陸上自衛隊第1普通科連隊第4中隊長	佐々木 彰	○	
都の職員	都道府県の職員 (法第40条4項3号関連)	警視庁第四方面本部長	横山 利雄	代理	植村 博
		中野警察署長	細谷 光廣	代理	重信 幸一
		野方警察署長	望月 健二	代理	相坂 謙悦
		中野消防団長	大野 寛	代理	小林 國悦
		野方消防団長	田中 實	○	
		第三建設事務所長	米田 秀男	○	
		水道局中野営業所長	志村 孝雄	○	
		下水道局西部第一管理事務所長	梶原 明	○	
		交通局小滝橋自動車営業所参事所長	舛本 啓子	欠席	
		交通局都庁前駅務管理所長	加納 卓夫	○	
助役	市町村の助役 (法第40条4項4号関連)	中野区助役	内田 司郎	○	
教育委員会 の教育長等	教育委員会の教育長、 消防長等 (法第40条4項5号関連)	中野区教育長	沼口 昌弘	○	
		第四消防方面本部長	大前 光昭	○	
		中野消防署長	中村 永治	○	
		野方消防署長	熊澤 利久	○	
区の職員	市町村の職員 (法第40条4項6号関連)	中野区総務部長	石神 正義	代理	橋本 美文
		中野区区民生活部長	本橋 一夫	代理	榎本 良男
		中野区保健福祉部長	菅野 泰一	○	
		中野区都市整備部長	石井 正行	欠席	
指定公共機 関、指定地 方公共機関	指定公共機関又は指定 地方公共機関の役員又 は職員 (法第40条4項7号関連)	中野郵便局長	高橋 仁志	代理	新井 四郎
		中野北郵便局長	小菅 鉄雄	○	
		(株)NTT東日本-東京北代表取締役社長	杉山 敏秀	○	
		東京電力(株)中野営業センター所長	内藤 保	代理	福原 久雄
		東京ガス(株)中央支店長	茨木 清隆	○	
		中野区医師会理事	横島 徳行	○	
		中野区歯科医師会会長	西村 誠	代理	酒井 秀夫
		中野区薬剤師会理事	角尾 龍一	○	
		東日本旅客鉄道(株)中野駅長	皆川 弘美	欠席	
		京王電鉄バス(株)営業部お客様サービス担当課長	杉田 伸一	○	
		東京地下鉄(株)中野坂上駅区長	岩崎 新司	代理	渡辺 孝
		西武鉄道(株)上石神井駅区管区長	矢島 正明	○	小澤 伸久
		東京都トラック協会中野支部長	佐藤 治夫	○	
学識経験者	国民の保護のための措置 に関し知識又は経験を有す る者 (法第40条4項8号関連)	野方南自治会防災部会長	石川 誠一	○	
		中野区社会福祉協議会会長	窪寺 登	○	
		東京商工会議所中野支部副分科会長	宮島 茂明	○	
		中野区赤十字奉仕団委員長	竹内 保治	代理	上島 昌之
		(株)シティテレビ中野代表取締役社長	八十島信行	○	
		中野区法曹会	金丸 精孝	○	